特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
23	定額減税不足額給付金の支給に関する事務 基礎項 評価書	目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄居町は、定額減税不足額給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

定額減税不足額給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、 業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めること で万全を期している。

評価実施機関名

寄居町長

公表日

令和7年7月4日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	定額減税調整給付金(不足額給付)の支給に関する事務						
②事務の概要	令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定し、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合に、追加で当該納税者に不足分の給付金を支給する。 【事業内容】 ・給付金の支給に関する事務 ・諸通知の発送に関する事務						
③システムの名称	I. 定額減税調整給付金(不足額給付)システム II. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) III. 中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
定額減税調整給付金(不足額	給付)ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項及び別表省令第74条						
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第9条第1項別表135の項及び別表省令第74条)						
5. 評価実施機関における	· 5担当部署						
①部署	企画財政課						
②所属長の役職名	企画財政課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		(選択肢) [500人未満] 〈選択肢〉 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ重	:点項目評価書3	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 【は全項目評価書におい	書及び i書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	ルトワークシステ	ムを通じた入言			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か		十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの多	菱託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	アシステムを通じ	た提供を除く。)	[0]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの打	接続	1]接続しない(入手)	I :]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 負リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、マイナンバーを利用した迅速な特定公的給付の支給に実施している。事務は複数職員により対応・確認を行っており、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従いながら適切に管理及び事務を行っていることから、対策は「十分である」と考える。					

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	定額減税不足額給付金に係るシステム(特別定額給付金システム)へのアクセスは、業務上必要最低限許可された職員のみとし、他の職員が閲覧できないように適切に管理している。また、アクセスログを記録し、必要に応じて分析することができる体制も整っていることから、当該対策は「十分である」と考える。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明